

国立大学法人大分大学における地域連携プラットフォーム推進機構の設置に伴う関係規程
の整備に関する規程

令和2年5月25日制定
令和2年規程第40号

(国立大学法人大分大学教員組織規程の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第2条第9号の規定中「COC+推進部門」を「地域連携プラットフォーム推進部門」とする。
- (2) 別表の表中「COC+推進部門」を「地域連携プラットフォーム推進部門」とし、「COC+推進機構長」を「地域連携プラットフォーム推進機構長」とする。

(国立大学法人大分大学人事会議規程の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学人事会議規程（平成28年規程第63号）別表の表中「COC+推進部門」を「地域連携プラットフォーム推進部門」とし、「COC+推進部門人事会議」を「地域連携プラットフォーム推進部門人事会議」とし、「COC+推進部門長」を「地域連携プラットフォーム推進部門長」とし、「COC+推進機構運営会議の構成員」を「地域連携プラットフォーム推進機構運営会議の構成員」とする。

(国立大学法人大分大学公印規程の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学公印規程（平成16年規程第9号）別表の表中「大分大学COC+推進機構の印」を「大分大学地域連携プラットフォーム推進機構の印」とし、「大分大学COC+推進機構長の印」を「大分大学地域連携プラットフォーム推進機構長の印」とし、「国立大学法人大分大学COC+推進部門長の印」を「国立大学法人大分大学地域連携プラットフォーム推進部門長の印」とする。

(国立大学法人大分大学教員選考規程の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）第4条第6号の規定中「COC+推進機構運営会議」を「地域連携プラットフォーム推進機構運営会議」とする。

(国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程の一部改正)

第5条 国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程（平成16年規程第45号）別表の表中「COC+推進部門」を「地域連携プラットフォーム推進部門」とし、「COC+推進機構」を「地域連携プラットフォーム推進機構」とする。

(国立大学法人大分大学予算管理規程の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学予算管理規程（平成16年規程第53号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表第2の表中「COC+推進機構」を「地域連携プラットフォーム推進機構」とする。
- (2) 別表第3の表中「COC+推進機構」を「地域連携プラットフォーム推進機構」とする。

(国立大学法人大分大学固定資産管理規程の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学固定資産管理規程（平成19年規程第19号）別表第2の表のCOC+推進機構の項中「研究推進部長」を「学生支援部長」とし、「COC+推進機構」を「地域連携プラットフォーム推進機構」とする。

(国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程の一部改正)

第8条 国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程（平成22年規程第7号）別

表第 1 の表中「COC＋推進機構」を「地域連携プラットフォーム推進機構」とする。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。